訪問介護重要事項説明書

あなたの申し出によりサービス提供を開始するにあたり、厚生省令第39号第4条によって、私たちがあなたに説明すべき事項を、次のとおり確認させていただきます。

1　法人の概要

法人の名称	社会福祉法人セイワ
代　表　者　名	理事長　　加藤　不二太郎
所在地・電話	川崎市高津区末長一丁目３番１３号
	044−861−6192
事業の概要	養護老人ホーム(1事業所)
	軽費老人ホーム(1事業所)
	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）　(6事業所)
	訪問介護事業所(1事業所)
	障害者支援施設(5事業所)
	地域包括支援センター（6事業所）
	認可保育所（2事業所）

2　利用施設

施設の名称	社会福祉法人セイワ　養護老人ホームすえなが訪問介護事業所
所　　在　　地	神奈川県川崎市高津区末長一丁目３番１３号
管　理　者　名	施設長　齋藤　好学
電　話　番　号	044−861−5317
F　A　X　番　号	044−861−6194
指定年月日	平成19年4月1日
事業所番号	1475301204
通常の事業の実施区域	川崎市高津区末長1丁目3番13号
第三者評価の実施の有無	無

3　事業の目的と運営方針

事業の目的

指定訪問介護事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態にある利用者に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

運営の方針

1　訪問介護計画に基づき、可能な限り、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むとができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の援助を行うことにより、利用者の自立支援及び心身の機能の維持向上を図る。

2　利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者のニーズを的確に捉え、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。

３　訪問介護の提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者に対し、サービスの内容及び提供方法について理解しやすいよう説明する。
４　適切な介護技術をもってサービスを提供する。
５　常に提供したサービスの質の管理・評価を行う。

4　職員体制（主たる職員）

職　　種	常　　勤	非　常　勤 （常勤換算後の人員）
管理者	１名	
サービス提供責任者	１名	
訪問介護員	４名	１名

5　営業日及び営業時間

（1）　事業所の営業時間

原則月曜日から土曜日までとする。ただし祝祭日及び12月30日から1月3日までは除く。

営業時間　午前9時00分から午後5時30分までとする。

（2）　サービス提供時間

原則365日

サービス提供時間　午前7時00分から午後8時00分までとする。

※電話等により24時間連絡が可能な体制とする。

6　サービス内容

(1) 身体介護

①起床介助　②就寝介助　③入浴介助　④排泄介助　⑤食事介助　⑥移動介助

⑦その他

(2) 生活援助

①洗濯 ②買い物 ③居室の掃除・整理整頓　④薬の受取り　⑤ベッド・メイク

⑥食事の配膳・下膳　⑦その他

7　利用者負担金

利用者の方から頂く利用者負担金は、別紙「利用料金表」により、利用料をご負担いただきます。但し、介護保険の給付の範囲を超えたサービス料金は、全額自己負担になります。

8　緊急時及び事故の対応について

サービス提供に際して利用者のけがや体調の急変があった場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、救急機関等に連絡し、迅速かつ適切に対応します。事故の場合には保険者並びに関係各機関に連絡を行うとともに、適切な措置を講じます。また、当事業所は万一の事故の発生に備えて、保険会社の損害責任保険に加入しております。サービス提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、事業者の故意または過失によらないときは、この限りではありません。

9　協力病院等

名　　称 ：	
代　表　者：	
所　在　地　：	
連　絡　先　：	

10　個人情報の保護について

(1) 個人情報保護の方針

事業者が保有する利用者等の個人情報に関し、適正な取り扱いに努めるとともに、広く社会からの信頼を得るために、管理体制及び管理のルールを明確化し、従事する全職員に周知徹底し、個人情報の保護を図り、安心あるサービスを提供します。

(2) 個人情報の取り扱い

業務上知り得た利用者又は家族の個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、利用契約中及び契約終了後に第三者に漏らすことはありません。また、事業者の職員がその職を退いた後も同様とします。また、文書により利用者又は家族の同意を得た場合には、市町村との連絡調整その他必要範囲内で、同意したものの個人情報を用いることができるものとします。

(3) 個人情報の開示・苦情対応

利用者又は家族より、自己の個人情報について、開示の申し出がある場合には速やかに開示を行います。また、個人情報取り扱いに関する苦情に関して、適切かつ迅速な対応に努めます。

11　利用料の支払方法

（１）口座自動引き落とし
利用者ご自身又はご家族名義の口座から請求金額を引き落とします。
手数料は、当施設負担となります。（別途契約が必要になります。）
引き落とし日は、サービスを提供した翌月の２０日です。

（２）銀行振込
当施設指定の銀行口座へ振込願います。
手数料は、利用者のご負担とさせていただきます。
サービスを提供した翌月の２０日までに振込願います。

（３）現金支払い
サービスを提供した翌月の２０日までに事業所窓口へお支払い願います。

12　身体的拘束等の禁止

（１）　事業者は、サービス提供に当たり身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。但し、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

（２）　前項但し書きの規定に基づき身体的拘束の行為を行った場合には、事業者は直ちに、その日時、態様、利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由、当該行為が必要と判断した職員等及び当該行為を行った職員等の氏名その他必要な事項について、「サービス提供記録書」等の書面に記録します。

13　虐待防止

事業者は、利用者等の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じます。

（１）　虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。

（２）　虐待防止のための指針を整備しています。

（３）　職員に対し、虐待を防止するために定期的な研修を実施します。

（４）　前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。

14　非常災害対策

（１）　非常災害に備えて必要な設備を設け、防災、避難に関する計画を作成するとともに、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを職員に周知します。

（２）　定期的に避難、救出その他の訓練を行います。

15　業務継続計画の策定等について

（１）　事業者は、感染症や非常災害時の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

（２）　職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

（３）　定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

16　衛生管理等について

感染症の発生、蔓延を防ぐために次に掲げる措置を講じます。

（１）　施設における感染症等の蔓延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。

（２）　施設における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備しています。

（３）　施設において、職員に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

17　　相談窓口、苦情対応

(1)利用者は、提供されたサービスに関して苦情がある場合には、事業者、計画作成担当者、市町村または、国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し出ることができます。

(2)事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにし、苦情の申し出または相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応いたします。

(3)事業者は、利用者が苦情の申し出等を行ったことを理由として、なんらの不利益な扱いをいたしません。

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当事業所お客様相談窓口	電話番号	044−861−5317
	FAX番号	044−861−6194
	相談窓口	サービス提供責任者
	対応時間	9時00分から17時30分まで ＊その他の時間帯も可能な限り対応いたします。

公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます

市町村介護保険相談窓口 川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課	所在地　川崎市川崎区宮本町１番地
	電話番号　０４４－２００－０４４５
	FAX番号　０４４－２００－３９２６
	対応時間　８時３０分から１７時１５分まで （土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）
神奈川県国民健康保険団体連合会	所在地　神奈川県横浜市西区楠町２７番地１
	電話番号　０４５－３２９－３４４７
	利用時間　８時３０分から１７時１５分まで （土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）
市町村介護保険相談窓口 高津区役所保健福祉センター高齢・障害課 高齢支援係	所在地　川崎市高津区下作延２－８－１
	電話番号　０４４－８６１－３２５５
	FAX番号　０４４－８６１－３２４９
	対応時間　８時３０分から１７時１５分まで （土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

【重要事項説明書　説明確認欄】

令和　　年　　月　　日

サービス契約の締結に当たり、上記により重要事項を説明しました。

（事業者）　社会福祉法人セイワ
住所　川崎市高津区末長１丁目-3 番-13 号
理事長　　加藤　不二太郎　　印

（事業所）　養護老人ホームすえなが訪問介護事業所
（神奈川県知事指定事業者番号　1475301204）
住所　川崎市高津区末長１丁目-3 番-13 号
管理者　　齋藤　好学　　印

（説明者）　　印

サービス契約の締結に当たり、上記のとおり説明を受け、その内容に同意し、説明書の交付を受けました。

（利用者）　氏名　　印

（身元保証人）　氏名　　印

（代理人）　氏名　　印

利用料金表

（１） 訪問介護サービス利用料

【基本部分】身体介護及び生活援助
下記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。 利用者の自己負担は介護保険区分限度額内においては介護保険被保険者証及び負担割合証に記載されている割合となります。

種別	時間内容等	単位数	単価(円)	介護報酬額(円)
身体介護	20 分未満	163	11.12	1,812
	20 分以上 30 分未満	244	11.12	2,713
	30 分以上 1 時間未満	387	11.12	4,303
	1 時間以上	567	11.12	6,305
	以降 30 分毎	82	11.12	911
身体介護後の生活援助	20 分以上 45 分未満	65	11.12	722
	45 分以上 70 分未満	130	11.12	1,445
	70 分以上	195	11.12	2,168
生活援助	20 分以上 45 分未満	179	11.12	1,990
	45 分以上	220	11.12	2,446

【加算】
以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

種別	時間内容等	単位数	単価(円)	介護報酬額(円)
緊急時訪問介護加算	１回につき	100	11.12	1,112
初回加算	１月につき	200	11.12	2,224

【割増】
昼間（８時から１８時まで）以外の時間帯でサービスが開始される場合は、次の割合で利用料が割増になります。
早朝　６時から８時前に開始　　加算割合25%
夜間　１８時以降２２時以前の開始　　加算割合25%
深夜　２２時以降翌朝６時前の開始　　加算割合50%

（２）訪問介護員が２名の場合
　やむを得ない事情で、かつ居宅サービス計画に従い、訪問介護員が2名で訪問した場合は、2名分の料金となります。但し、訪問介護員の引継ぎ等により2名以上で訪問した場合は1名分の料金です。

（３）交通費
　訪問介護員が利用者宅へ伺う交通費は無料です。通常のサービス提供実施地域以外に訪問する場合は、公共交通機関を利用した実費をご負担いただきます。また、買い物等の交通費は利用者のご負担となります。

（４）その他の費用
利用者の自宅において、訪問介護員がサービスを提供するために必要な水道・ガス・電気・電話等の費用は、利用者のご負担になります。